

仮訳：直接記録型(DRE)電子投票システムにおけるアクセス可能で有権者自身によって確認される紙製投票記録複製票 (Accessible Voter Verified Paper Audit Trail)に関するカリフォルニア州基準

本資料は、State of California Standards For Accessible Voter Verified Paper Audit Trail Systems In Direct Recording Electronic (DRE) Voting Systems (June 15, 2004)の日本語訳 (仮訳) です。

本基準の原文は、以下のサイトで入手することができます。

http://www.ss.ca.gov/elections/ks_dre_papers/avvpat_standards_6_15a_04.pdf

翻訳者： 湯浅 壘道 (九州国際大学法学部)

805-8512 北九州市八幡東区平野 1-6-1

Tel:093-662-8302 (代) Fax:093-671-9012 yuasa@law.kiu.ac.jp

2004年6月15日

直接記録型(DRE)電子投票システムにおけるアクセス可能で有権者自身によって確認される紙製投票記録複製票 (Accessible Voter Verified Paper Audit Trail)に関するカリフォルニア州基準

本基準は、選挙法 19100 条および 19205 条の規定に基づき州務長官によって採択されたものであり、カリフォルニア州選挙法が適用されるすべての選挙における直接記録型電子投票システムのアクセス可能で有権者自身が確認する紙製投票記録複製票の使用について規制するものとする。本基準は、DRE 方式によって電子的投票記録が作成され、当該電子的

投票記録が公式な記録とされる場合の DRE 方式システムに限って適用されるものとする。

本基準は、2004 年 6 月 15 日以降に購入された DRE 方式投票システムに対しては同日から発効し、2006 年 7 月 1 日からすべての DRE 方式電子投票システムに対して発効する。本基準は、州および連邦におけるすべての法律および規則と共に使用されなければならない。以下のすべての基準は、完全な州民の審査のもとに可及的に達成されなければならない。

本基準は、最低の動作基準を定める。本基準は、選挙過程のセキュリティおよび信頼性を強化することを目的として個別の選挙官職者が追加的な処置を講ずることを妨げるものではない。

1. 総則

1.1 構成部品

有権者自身によって確認される紙製投票記録複製票システムは、最低限次に定めるものから構成されるものとする。

1.1.1 AVVPAT 記録器

DRE ユニットに添付、内蔵または接続するデバイスであって、当該デバイスは最低限次のものから構成される。

1.1.1.1 プリンター

投票者の DRE における選択を紙製投票記録複製票に複写するデバイス。

1.1.1.2 紙製投票記録複製票表示ユニット

有権者が紙製投票記録複製票を閲覧できるようにし、かつ有権者が紙製投票記録複製票を直接操作することができないようにしたユニット。

1.1.2 AVVPAT ストレージ

投じられた票または無効票の記録の複製を保存するデバイス。

1.1.3 これらのデバイスは、その運用上、適切に統合することができるものとする。

1.2 運用

AVVPAT システムは、多様な外見で設計することができる。すべての当該デバイスにおいて、投票者は自己の投票先の選択を完了する際に、その選択を紙製投票記録複製票上で確

認することができるものとする。投票者は、確認の過程で、紙製投票記録複製票に表示された選択を承認または否定しなければならない。確認の完了後、電子的記録と紙製投票記録複製票の両方は記憶され保管されなければならない。

2. 設計要件

2.1 総則

2.1.1 電子的記録および紙の記録の使用

2.1.1.1

すべての電子的記録は、それに一致する紙製投票記録複製票を持たなければならない。

2.1.1.1

紙製投票記録複製票は印刷されなければならない。投票者は電子的記録が記録される前に、紙製投票記録複製票を確認する機会を与えられるものとする。

2.1.1.2

本基準の 2.1.1.3 および 2.1.1.4 で定める場合を除き、電子的記録が公的な記録とみなされるものとする。

2.1.1.3

紙製投票記録複製票は、投票の 1 パーセントを手動で再計票することを求められた場合または手動で完全に再計票することを求められた場合には、公的な記録とみなされるものとする。

2.1.1.4

電子的記録と紙製投票記録複製票とが相違する場合には、紙製投票記録複製票が優先するものとする。ただし、紙製投票記録複製票が不正確、不完全、または投票システムの手順に定められる不合理なものであることの明確な証拠がある場合を除く。

2.1.2 プライバシー

AVVPAT システムは、すべての有権者に対し、本人の投票の紙製投票記録複製票の審査、承認または否定を非公開かつ単独で行う機会を保障しなければならない。また、連邦および州の投票の秘密の要件を遵守しなければならない。

2.1.3 投票の秘密

AVVPAT システムは、投票の秘密を保護するために、どの有権者がどの投票を記録したかを判定できないようにしなければならない。また、連邦および州の投票の秘密の要件を遵

守しなければならない。

2.1.4 読解性

AVVPAT システムは、有権者による本人の投票の紙製投票記録複製票の審査、承認または否定を、最大限に容易に行うことができるようにしなければならない。また、連邦および州の投票の読解性の要件を遵守しなければならない。

2.1.5 アクセス性

AVVPAT システムは、障害をもつ投票者または読み書き能力が完全でない投票者が、非公開で AVVPAT にアクセスして単独で使用できるように設計されなければならない。また、連邦および州の投票のアクセス性の要件を遵守しなければならない。

2.1.6 言語のアクセス性

AVVPAT システムは、有権者による本人の投票の紙製投票記録複製票の確認を、DRE で投票した際と同じ言語によって行うことができるように設計されなければならない。また、連邦および州の要件を遵守しなければならない。

2.1.7 セキュリティ

AVVPAT システムは、AVVPAT システムまたは紙製投票記録複製票に対する不正行為を最大限防止するように設計されなければならない。

2.2 紙製投票記録複製票

2.2.1 セキュリティ

不正行為を防ぐため、紙製投票記録複製票および AVVPAT ストレージにはセキュリティ保護が施されなければならない。本規定は、紙製投票記録複製票の印刷前、印刷中および印刷後に適用するものとする。

2.2.2 読解性

(複製を記録する)紙は、有権者および選挙管理官職者が読むことができるように設計しなければならない。また、連邦および州の投票の読解性の要件を遵守しなければならない。

2.2.3 キャパシティ

すべての総選挙について、選挙官公吏は各選挙区の有権者の需要に合理的にこたえることができるように十分な数の複製を記録する紙を、選挙区に供給しなければならない。複製を記録する紙には、連邦および州の要件によって投票用紙について定められているものと同じ基準を適用するものとする。

2.2.4 保管

有権者が確認した紙製投票記録複製票は、州および連邦の法によって当該選挙の投票用紙を保管することと義務づけられているのと同じ期間、選挙官職者によって保管されなければならない。

2.3 プリンター

2.3.1 セキュリティ

プリンターは、不正行為に対して物理的にセキュアでなければならない。紙製投票記録複製票および AVVPAT 記録器によって紙製投票記録複製票上に作成される画像は、本規則ならびに連邦および州の要件において摘示されるストレージの要件に合致するように設計されなければならない。

2.3.2 読解性

プリンターによって作成される画像は、投票者が非公開かつ単独で自己の紙製投票記録複製票を審査することができるように設計されなければならない。

2.3.3 印刷される情報

2.3.3.1 官職/評価

AVVPAT 記録器によって作成される画像は、DRE 確認スクリーン上で投票者に対して表示されるすべての選挙を含まなければならない。

2.3.3.2 選択

2.3.3.2.1 候補者/評価

AVVPAT 記録器によって作成される画像は、それぞれの選挙について投票者が選択することによって作成された有効な選択を含まなければならない。

2.3.3.2.2 書き込み投票

AVVPAT 記録器によって作成される画像は、州法によって規定される候補者名の書き込みができるようにしなければならない。

2.3.3.2.3 未完了票

AVVPAT 記録器によって作成される画像は、投票者が選択を行っていない選挙についての情報を提供しなければならない。本規定は、DRE で発生するいかなる投票の未完了の場合にも DRE が投票者に投票の未完了を告知しなければならない要件を置き換えるものではない。

2.3.3.3 暫定投票

AVVPAT 記録器によって作成される画像は、暫定投票の場合には明確に区別できるようにしなければならない。

2.3.3.4 無効票

2.3.3.4.1

AVVPAT 記録器によって作成される画像は、無効の紙製投票記録複製票の場合には明確に区別できるようにしなければならない。明確に区別される無効の紙製投票記録複製票は、当該紙製投票記録複製票が無効となっていることを投票者に知らせることができるようにするため、紙製投票記録複製票表示ユニット上で表示されなければならない。AVVPAT システムは、投票者が紙製投票記録複製票を確認した後に紙製投票記録複製票が無効となることがないように設計されなければならない。

2.3.3.4.2

投票者は、自らの意思で紙製投票記録複製票を無効にする機会を、2回をこえない範囲で持つことができるものとする。投票者の責によらずに発生した紙製投票記録複製票の記録時または印刷時のエラーは、紙製投票記録複製票の無効として数えてはならない。

2.3.3.4.3

紙製投票記録複製票を無効にした後、投票者は、投票者が行った選択をすべてやり直すことなく選択の修正および確認を行うことができる。

2.3.3.4.4

投票者が3回目の紙製投票記録複製票の印刷または最終の印刷を行う前に、投票者に対して、スクリーン上に表示されている選択が最終のものであって、印刷された選択を見て確認することはできるが投票を変更する機会はこれ以上与えられないことを通知する警告を示さなければならない。

2.3.4 言語のアクセシビリティ

2.3.4.1

AVVPAT 記録器は、DRE が認証されたすべての代替言語における画像を作成できる能力を持たなければならない。

2.3.4.2

紙製投票記録複製票は、英語および投票者が DRE により票を投ずる際に使用した言語によって印刷されるものとする。

2.4 紙製投票記録複製票表示ユニット

2.4.1 セキュリティ

紙製投票記録複製票表示ユニットは、投票者が物理的に紙製投票記録複製票を操作することなく紙製投票記録複製票を調査することができるようにしなければならず、不正行為に対してセキュアでなければならない。

2.4.2 読解性

紙製投票記録複製票表示ユニットは、投票者が複製記録を非公開かつ単独で調査できるように十分な視覚的空間を提供しなければならない。紙製投票記録複製票は、DRE における投票に試用されたのと同じ位置および姿勢から読むことができるようなものでなければならない。投票者は、DRE における確認スクリーンと表示ユニット内の紙製投票記録複製票を同時に見ることができるものとする。紙製投票記録複製票の全体を紙製投票記録複製票表示ユニット内で一度に見ることができない場合は、投票者は電子的記録または紙製投票記録複製票が記憶され保管される前に紙製投票記録複製票全体を確認する機会を与えられなければならない。

2.4.2.1 カバー

いかなる保護カバーも、接触された表面を通常に清掃することによって透明に保たれる状態でなければならない。

2.4.3 アクセシビリティ

AVVPAT の構成装置は、連邦および州のアクセシビリティにかんする要件に適合しなければならない。

2.4.3.1 本基準は音声装置に対しても適用されるが、それに限定されない。

2.4.3.1.1 音声装置は、紙製投票記録複製票に印刷された情報を投票者に性格に伝達しなければならない。

2.4.3.1.2 音声装置に伝達されるデータは、プリンターに対して送信されたデータまたは紙製投票記録複製票から直接送信されなければならない。

2.5 紙製投票記録複製票ストレージ・ユニット

2.5.1 セキュリティ

紙製投票記録複製票ストレージ・ユニットは、不正行為を防ぐように設計されなければならない。

2.5.2 秘密

AVVPAT システムは、投票の秘密を保護するためにどの投票者がどの紙製投票記録複製票

を投じたのかを判別できないように設計されなければならない。

2.5.3 容量

ある選挙区におけるすべての紙製投票記録複製票ストレージ・ユニットは、当該選挙区においてすべての投票者が DRE を使用するに足る十分な統合的容量を備えなければならない。

3. 手順の要件

3.1 更新

DRE システムに対する試験、選挙前、選挙時および選挙後の手順は、AVVPAT の使用を反映させるために更新されなければならない。これらの更新は次の各項目を含むものとするが、これに限定されない。

3.1.1 試験と認証

3.1.1.1 試験

AVVPAT システムは、連邦および州の要件に適合しなければならない。要求される試験の中には、機能、セキュリティ、耐久性、寿命およびアクセス性の試験を含むものとするが、これに限定されない。

3.1.1.2 認証

AVVPAT システムの使用にあたり、使用を予定する他の投票システムと共にカリフォルニア州の認証を受けなければならない。

3.1.2 選挙前手順

AVVPAT システムの構成部品は、既存のローカル・ロジックおよび精度の試験の要件に組み込まなければならない。

3.1.3 選挙における手順

3.1.3.1 誤作動

3.1.3.1.1

ベンダーは、投票の誤報告、紙製投票記録複製票の読み取り不能、紙詰まり、インク不足、紙送り異常および電源障害を含むものとするがこれに限定しない誤作動を調査して解決するための手順を提供しなければならない。

3.1.3.1.2

ベンダーは、投票用紙が適性に記録され保存されるようにするため誤作動が発生した場

合の票の回復手順を含むようにしなければならない。

3.1.3.1.3

ベンダーは、AVVPAT システムが選挙区内における唯一の障害箇所となることがないようにしなければならない。

3.1.3.2

ベンダーは、投票者が自己の紙製投票記録複製票を確認する過程を完了しなかった場合の手順を含むようにしなければならない。

3.1.4 選挙後手順

3.1.4.1

手順は、1 パーセントの手動再集計および完全な手動再集計が要求された場合の紙製投票記録複製票の使用について反映させなければならない。

3.1.4.2

ベンダーは、投票の秘密がどのようにして保障されるかについての手順を含むようにしなければならない。

3.1.4.3

ベンダーは、電子的記録とそれに対応する紙製投票記録複製票の不一致がどのようにして認識され、調査および解決されるかについての手順を含むようにしなければならない。

3.1.4.3.1

ベンダーは、紙製投票記録複製票が不適正、不完全または読み取り不能であることの明確な証拠を構成するのは何であるかを決定するための手順を含むようにしなければならない。